

公社) 高知県理学療法士協会 定款・定款細則改正 (案)

定款及び定款細則の改正背景について

1) 次年度事業計画と予算案の承認について

(定款第 36 条、定款細則第 13 条)

本法人は現状、次年度の事業計画と予算について臨時総会に提議し、総会での承認をいただくことが必要となっており、経年執行してきた。

しかし、定款第 36 条には、「本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し、書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。」また定款細則第 13 条には「本法人定款第 34 条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。同 36 条に定める事業計画及び収支予算の立案についても同様とする。」とあり、「定時総会」での承認が必要となっている。加えて定款第 17 条には「定時総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催する。」とあり、現状執行している業務に矛盾があることが判明したため改正したい。

2) 高知県理学療法士協会の入会金について

(定款細則第 4 条第 3 項、定款第 12 条第 1 項、定款第 13 条、定款第 16 条 (6))

現状、入会する際には日本理学療法士協会への入会金は納入していただいているものの、本法人の入会金は、現状徴収していないことになっているため、入会金に係わる文言を削除したい。

3) 入会申込書について

(定款第 6 条)

現在、日本理学療法士協会及び高知県理学療法士協会の入会是用紙を提出する形態ではなく、WEB での申請申込となっている。現状に合わせて修正したい。

4) 事業を行う地域について

(定款第 4 条第 2 項について)

第 1 項に示す事業が県内で実施されるとは限らないということから改正したい。

新旧対照表

改正案	現 行
<p>公益社団法人高知県理学療法士協会 定款</p>	<p>公益社団法人高知県理学療法士協会 定款</p>
<p>第1章 総 則 (事業)</p> <p>第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 理学療法に関する研究調査を行い、広く一般に調査結果を公表する事業</p> <p>(2) 理学療法についての広報活動を通じ、県民の健康増進に関する意識向上、正しい知識の普及に資する事業</p> <p>(3) 理学療法士学会、研修会、講習及び研究会等の開催に係わる事業</p> <p>(4) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の教育の向上に資する事業</p> <p>(5) 理学療法に関する刊行物の発行並びに広報活動を通じ、理学療法士の普及啓発をめざす事業</p> <p>(6) 理学療法に関する研修活動を通じ、会員の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、広報活動を通じ会員の福祉の向上をめざす事業</p> <p>(7) 会員相互の福利及び厚生に関する事業</p> <p>(8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>第1章 総 則 (事業)</p> <p>第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 理学療法に関する研究調査を行い、広く一般に調査結果を公表する事業</p> <p>(2) 理学療法についての広報活動を通じ、県民の健康増進に関する意識向上、正しい知識の普及に資する事業</p> <p>(3) 理学療法士学会、研修会、講習及び研究会等の開催に係わる事業</p> <p>(4) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の教育の向上に資する事業</p> <p>(5) 理学療法に関する刊行物の発行並びに広報活動を通じ、理学療法士の普及啓発をめざす事業</p> <p>(6) 理学療法に関する研修活動を通じ、会員の資質及び社会的地位の向上を図るとともに、広報活動を通じ会員の福祉の向上をめざす事業</p> <p>(7) 会員相互の福利及び厚生に関する事業</p> <p>(8) その他本法人の目的を達成するために必要な事業</p>

2 前項に定める事業は、原則、高知県内において行うものとし、事業活動地域については本法人定款細則で定める地域に区分して行う。

第2章 構 成 員

(入 会)

第6条 名誉会員を除き、本法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところの手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。

(削除) 会費の納入義務及び免除)

第12条 (削 除) 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入する義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の (削除) 会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

2 前項に定める事業は、高知県内において行うものとし、事業活動地域については本法人定款細則で定める地域に区分して行う。

第2章 構 成 員

(入 会)

第6条 名誉会員を除き、本法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事会の定めるところにより提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入義務及び免除)

第12条 正会員は、総会において別に定める入会金を納入する義務を負う。

2 正会員は、総会において別に定める会費を毎年所定の納期までに納入する義務を負う。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入する義務を負う。

4 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の 入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(権限)

第16条

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 入会の基準並びに会費 （削除） の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第5章 理事会

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会での決議を受けなければならない。 これを変更する場合も、同様とする。

第3章 総会

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 入会の基準並びに会費 及び入会金 の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第5章 理事会

(事業計画及び収支予算)

第36条 本法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

(定款に定めのない事項)

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

5 この規則は、平成31年3月10日に一部改正し、施行する。

も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

附 則

(定款に定めのない事項)

4 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

公益社団法人高知県理学療法士協会 定款細則

(会員に関する事項)

- 第3条 本法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人高知県理学療法士協会に所属するものとする。
- 2 入会・退会及び異動の手続は、すべて本人の申し出によりすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中は会員の権利を制限する。
- 4 第3項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 5 休会の事由が解消したときは、すみやかに復会しなければならない。入会・退会及び異動の手続は、理事会が定めるところの手続きを行わなければならない。

(会費に関する事項)

- 第4条 本法人の正会員の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の3月末日まで(前納制)とする。
- 2 休会中の会員から会費は徴収しない。

公益社団法人高知県理学療法士協会 定款細則

(会員に関する事項)

- 第3条 本法人の定款第5条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人高知県理学療法士協会に所属するものとする。
- 2 入会・退会及び異動の手続は、すべて本人の申し出によりすべて理事会に提出するものとする。
- 3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、理事会の承認を得て1年を単位として休会することができる。休会中は会員の権利を制限する。
- 4 第3項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
- 5 休会の事由が解消したときは、すみやかに復会しなければならない。入会・退会及び異動の手続は、すべて本法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

(会費に関する事項)

- 第4条 本法人の正会員の会費は年額9,000円とする。会費納入期限は、当年度入会者を除き前年度の3月末日まで(前納制)とする。
- 2 休会中の会員から会費は徴収しない。

(削 除)

- 3 本法人の賛助会員会費は、年額20,000円とする。
- 4 名誉会員の会費は、これを免除する。

(会費未納者に関する事項)

- 第5条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。
- 2 前項の会費未納者とは、定款細則第4条に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
 - 3 第1項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
 - 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。
 - 5 会費未納による退会者の再入会に際しては、(削 除)当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(資産管理と財務及び事業に関する事項)

- 第13条 本法人定款第34条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。(削 除)
- 2 公益社団法人日本理学療法士協会高知県士会が設立さ

3 本法人の入会金は、2,500円とする。

- 4 本法人の賛助会員会費は、年額20,000円とする。
- 5 名誉会員の会費は、これを免除する。

(会費未納者に関する事項)

- 第5条 会費未納者に対しては、会員の権利を制限することができる。
- 2 前項の会費未納者とは、定款細則第4条に定める期日までに会費を納入していない者をいう。
 - 3 第1項の会員の権利とは、高知県理学療法及び協会ニュースの送付、選挙、学会及び研修会への参加等をいう。
 - 4 第1項に定める権利の制限を行った場合、会費納入後の権利の遡及を行わない。
 - 5 会費未納による退会者の再入会に際しては、入会金、当該年度会費に加えて、未納会費に相当する額を納入しなければならない。

(資産管理と財務及び事業に関する事項)

- 第13条 本法人定款第34条の資産管理方法は、事務局で立案し、総会の議決を経て、事務局長が統括する。同第36条に定める事業計画及び収支予算の立案についても同様とする。
- 2 公益社団法人日本理学療法士協会高知県士会が設立さ

れるまでの間、その業務を代行することができる。

3 本法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の費用に関する規程に定めるところに従う。

4 旅費等は、本法人の正会員が、本法人の命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年3月27日に一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成29年3月12日に一部改正し、施行する。但し、第4条に関しては、平成29年7月1日より施行する。

4 この規則は、平成31年3月10日に一部改正し、施行する。

れるまでの間、その業務を代行することができる。

3 本法人の正会員が、活動するための運賃、宿泊料等の旅費に関する経費の算定、支出は、役員等の費用に関する規程に定めるところに従う。

4 旅費等は、本法人の正会員が、本法人の命を受け、その用務遂行のための行動をする場合に限り、旅費規程により算定を行い支給する。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則は、平成25年3月27日に一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

3 この規則は、平成29年3月12日に一部改正し、施行する。但し、第4条に関しては、平成29年7月1日より施行する。